

二重投稿の定義とその例外について（日本通信教育学会 2019年12月）

1. 二重投稿の定義

- (1) 他の学会誌、紀要、雑誌・図書等（以下、他の学会誌等）に投稿・寄稿中の論文と本質的に同一の内容の論文（極めて類似すると認められる論文を含む）と認められる論文を投稿した場合を二重投稿とみなす。すでに公表された論文と極めて類似すると認められる論文を投稿した場合も含む。
- (2) 他の学会誌等に公表した論文または投稿・寄稿中の論文における同一のデータを、引用を明記することなく記載して投稿した場合も二重投稿とみなす。

2. 二重投稿の例外

- (1) その一部または全部が、学会もしくは研究会において発表されたもので、完全な論文の形ではなく、要旨集・抄録のような媒体に掲載されているものは二重投稿の例外とする。ただし、要旨集・抄録において論文の形となっており、かつ、それが当日配布以外の形で公開されている場合は二重投稿とみなす（団体・個人でのWEB上の公開を含む）。
- (2) 学士・修士・博士論文の一部もしくは全部であり、まだ出版・公表されていないものは二重投稿の例外とする。